

公益財団法人 尚志社（武田薬品工業（株）の企業財団）  
2026年度奨学生募集要領

1. 当財団の概要と奨学生募集の趣旨

大正12年（1923年）に、五代武田長兵衛（和敬翁）が、私費を投じて苦学生への学費支援を始めたことに当財団の源があります。

この後その遺志が受け継がれ、昭和35年（1960年）に育英事業を目的とする財団法人尚志社として設立され、平成24年12月3日、公益財団法人に移行いたしました。

五代武田長兵衛の精神に基づき、将来社会に役立つよう勉学に勤しむ学徒に対して、卒業後の進路を各自の自由意思に委ねることを前提とした返還不要の奨学金制度を設けています。

2. 募集方法について

(1) 奨学生の応募資格：

当財団の奨学制度に応募する学生は、当財団から奨学生の推薦をお願いした大学の学部または大学院（専門職大学院を除く）に在学する日本人であって、次の学年（受給開始時）の者とします。

学部生：6年制学科の4年、または5年

大学院生：修士課程（博士前期課程）1年、または  
博士課程（博士後期課程）1年

また、次の①～⑤の条件を満たすことを必要とします。

① 成績基準

学部生、修士1年：本人の属する学部（科）の上位10%以内

博士1年：大学および大学院における成績が特に優れていること。

② 年齢基準（2026年4月2日現在）

学部4年：26歳未満（学部5年は27歳未満）

修士1年：30歳未満／博士1年：35歳未満

③ 社会人経験が無いこと。※注1

④ 奨学生選考委員会による面接（後述）を受けることができること。

⑤ 奨学金受給期間中は、当財団が定期的実施する社友懇話会（年1回）に出席すること。また、受給期間終了後も出来るだけ出席すること。

⑥ 受給期間を通じて最低1回（原則として採用年に）機関誌「尚志」に寄稿すること。

なお、以下の家計基準を満たすことが望ましいが、必須ではありません。学部生、大学院生とも、日本学生支援機構が定める大学生向け第一種奨学金（無利息貸与）の家計基準＜収入・所得の上限額の目安＞を上回らないこと。

注1）一定の収入がある社会人大大学院生は対象外とします。また社会人経験がある大学生／大学院生も経済状況が社会人大大学院生に準ずるものとして原則対象外にします。

- (2) 募集人数： 2名  
 (3) 給付期間： 正規の最短修業期間（最大3年間）  
 (4) 給付額：

	学部生		大学院生	
	4年	5・6年	修士課程	博士課程
入学金	—		実費（上限30万円）	
授業料・他正規納入金額	実費（上限100万円）			
書籍及び下宿補助 （月額）	自宅通学	40,000円	50,000円	60,000円
	自宅外通学	60,000円	70,000円	80,000円

- (5) 一時的な増額支援について：  
 学業の目的で海外に渡航する際に、行先に応じて奨学金を増額します。
- (6) 応募手続き：  
 当財団の奨学金希望者は、大学の定める方法により応募して下さい。
- (7) 他の奨学金との併用について：  
 （独法）日本学生支援機構の貸与奨学金以外、原則として併用を認めていません。併願は可能ですが、いずれにも採用された場合はいずれか一方を選択していただきます。

※学内選考通過者のみ提出（係メ切 2月13日）

### 3. 選考方法・提出書類について

当財団が定める奨学生の応募資格に基づき、大学にて選考された推薦者を対象として5～6月に当財団の「奨学生選考委員会」にて選考（面接）を行い、採用者を決定します。

なお、選考委員会の選考を受ける者は、当財団が指定する次の書類を当財団に提出してください。（①②⑥の用紙は尚志社ホームページより入手願います。③の用紙は専用封筒を添えて紙でお渡しします。）

- ① 奨学生願書・新規（様式第1号）※注2
- ② 志願者調書（様式第2号）
- ③ 奨学生推薦書（様式第3号）
- ④ 入学許可書／合格証明書または在学証明書
- ⑤ 現在または最近在学した学校の学業成績証明書 ※注3
- ⑥ 小作文（800字程度、手書き）※注4
- ⑦ 保護者の所得証明書類
- ⑧ 健康診断書 大学の様式で可、後日提出可（期限：6月末）

注2）「支給希望理由」に支援を要する事情に加えて、自分が尚志社奨学生に相応しいと思う理由を記載してください。

注3）博士後期課程の応募者は学部および大学院の両方の成績表を添付すること。

注4）自分で自由に作文のタイトルをつけてください。

内容例：これまでの取組み／大学（大学院）での目標や抱負、将来の夢など

**4. 決定および通知について**

選考委員会にて選考を行ない、理事会の承認により決定し、7月中旬までに大学を通じて本人に通知します。

**5. 支給開始について**

2026年8月に、前期分の授業料、4～9月分の書籍及び下宿補助と、入学金がある場合は入学金を支給し、以降、偶数月に振込をいたします。

**6. 支給打ち切りおよび返還について**

奨学生が傷病等のために成業の見込みがない等、奨学生として適当でないときは奨学金の支給を打ち切るものとし、また、事情が悪質である場合は、奨学金の返還を求めることがあります。

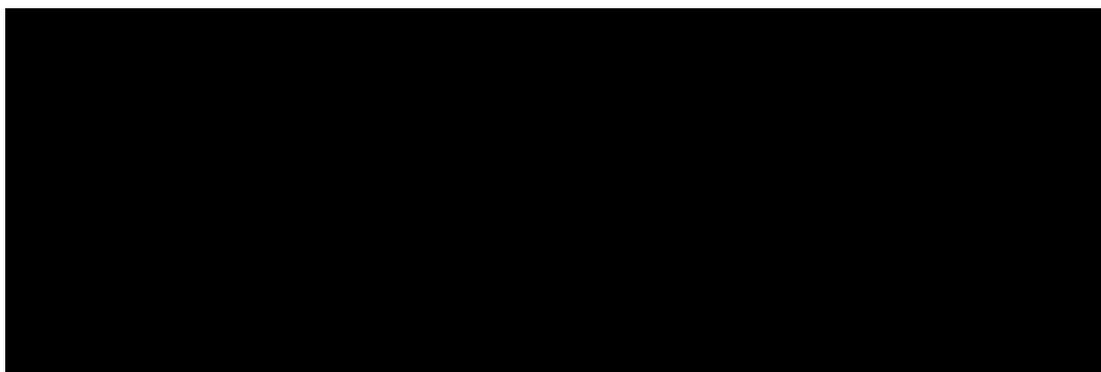
**7. その他**

(1) 個人情報の取扱いについて

- ① 当財団は、応募される方の個人情報を奨学生の採用選考のために必要な範囲で利用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。
- ② 当財団は、法令等に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。
- ③ 当財団は、取得した全ての個人情報を厳重適正に管理し、必要な措置を講じます。
- ④ 当財団は、本人から個人情報の開示・訂正・追加・削除および利用の停止の要請があった場合、本人確認を行った上で速やかに対応いたします。

(2) 応募書類について

ご提出いただいた応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。



以上